

# 今泉区画整理ニュース

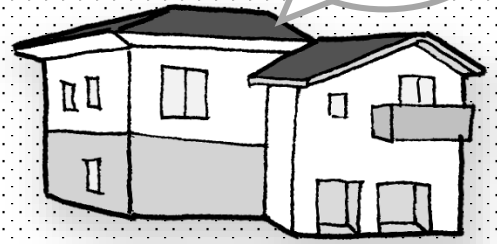
第6号

平成29年（2017年）7月25日発行

発行元 秦野市 都市部 都市整備課

TEL 0463-82-5241 / FAX 0463-82-7410

Eメール t-seibi@city.hadano.kanagawa.jp



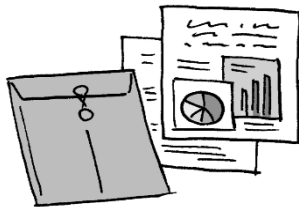
## 平成29年度第2回審議会を開催しました

7月3日（月）に市役所教育庁舎で平成29年度第2回秦野駅南部（今泉）土地区画整理審議会を開催しました。会議では、今後、土地評価についての意見を伺う評価員の選任について、審議会の同意をいただくとともに、換地設計を行う上でのルールとなる換地設計基準（案）について事務局から説明しました。

次回の審議会は、土地評価基準や換地設計（案）についての説明を議題とする予定です。日程等については、決まり次第お知らせします。

## 評価員について

換地計画作成時等に行う土地評価に対し、専門的な意見をいただくための評価員について、審議会の同意を得て次のとおり選任しました。



氏名	職業等
四家 俊英	不動産鑑定士
原田 一夫	税務署評価専門官
藤間 雅浩	市財務部長

### ◆用語解説◆

耳慣れない言葉も多い区画整理事業関係の用語を少しずつご紹介します。

#### 【照応の原則（しょうおうのげんそく）】

照応の原則とは、従前の宅地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を勘察して換地を定めるといふ、土地区画整理法に定められた換地設計上の基本原則です。

具体的な換地設計基準については、地区の状況に合ったものを作成します。

## 編集後記

今回は、今年度2回目の審議会の概要についてお知らせしました。換地設計基準を決定し、現在、事務局では換地設計作業に取り組んでいます。皆様にご理解いただけるようなものになるよう、事務局一同努力してまいります。